

IV - 1

岩手県20市町村における景観形成基本方針に関する実証的研究

岩手大学大学院 学生員 佐々木 貴弘

1. はじめに

その認識の高まりとともに、今日、人々の都市（広義の意味での市町村、以下同様）景観に対する期待は多様化の傾向を見せ、今や都市景観は対象の視覚的形態だけではなく、うるおいとやすらぎ、そして地域文化の表現の場として要請されつつある。

このような情勢を受け、岩手県では平成5年10月に「岩手の景観の保全と創造に関する条例」を制定している。これを契機として岩手県内全59市町村が平成8年度内にも景観形成基本方針を策定する運びであるが、人口規模の小さな町村を含め、県内全市町村が景観形成基本方針を策定する例は全国でもめずらしい。

本研究では、いわゆる「都市景観計画」策定という面で全国でも先進的な景観行政を行なっている岩手県内市町村を対象に、平成6年度現在で策定済みであった27市町村の中から、特に景観形成基本方針書を入手することのできた20市町村（表-1）を実例とした実証分析を行なう。

表-1 調査対象市町村

市町村	市町村名
市	盛岡、水沢、一関、大船渡、久慈、釜石、陸前高田
町	雫石、西根、矢巾、胆沢、千厩、浄土寺、安代
村	松尾、衣川、川崎、田野畑、大野、九戸

表-2 感覚統合理論による都市景観設計の体系化

好ミ	左 脳 (ロゴス的)	右 脳 (パトス的)
骨格構造	II 目標：脈絡 課題：都市コンテクストの編集	I 目標：わかりやすさ 課題：都市記憶素材の採集
景観表現	III 目標：個性 課題：場所の個性表現	IV 目標：情景 課題：美しさと生活感の演出

2. 研究の方法

分析の枠組みとして、都市景観計画の理論のひとつである「感覚統合理論による都市景観設計の体系化¹⁾」を用いた。同理論は、対象視点の景観表現と都市の骨格構造という都市景観のふたつのカテゴリに、人間の脳機能の左右差を科学的基礎とした「半球モデル」を交差させることによって導かれる（表-2）。人間（主体）と都市（客体）の関係性と調和、そして人間の感覚特性に着眼したものであり、近年の都市景観に対する要請に従った計画理論といえよう。同理論により、都市景観計画の課題は「I：都市記憶素材の採集」「II：都市コンテクストの編集」「III：場所の個性表現」「IV：美しさと生活感の演出」の4つのフェイズをたどる。従って、本研究ではこのフェイズ別に分化した分析を行なう。

3. フェイズ別分析

(1) I：都市記憶素材の採集

都市の空間構造の把握を目的としたいわば都市景観の基礎調査にあたる。

現在一般化されている手法²⁾と、各市町村で用いられていた手法についての調査結果を表-3に示した。大別して、住民に対する調査（イメージ調査）と資料による調査とに分けられるが、主体である住民を対象とした前者による調査法が、その客観性からもより望ましい。しかし、想起法を用いた12市町村（60.0%）以外には見られていない。しかも、この市町村においても「好きな景観」「美しい景観」などを単純に挙げてもらう調査にとどまっており完全な想起法とは言えず、空間的なイメージの採集までには至っていないかった。

表-3 各市町村の都市記憶素材採集手法

採集手法	市町村数	採集手法	市町村数
住民に対する調査	12 : 60.0	資料による調査	11 : 55.0
メンタルマップ法	0 : 0.0	民族資料法	2 : 10.0
想起法	12 : 60.0	年代順都市・道路地図法	2 : 10.0
再認法	0 : 0.0	歴史的遺産分布法	10 : 50.0
		街道構成分布法	2 : 10.0
		アーバンデザイン資料法	3 : 15.0

点線右数字：全調査市町村数に対する割合（%）

(2) II：都市コンテクストの編集

(1)の調査に基づく都市の骨格構造の編集と、都市景観の言語化が行なわれる。

骨格構造の編集では、13市町村（65.0%）で都市全体の骨格構造の方針図が描かれている。これらの市町村では多くが不規則型市街地の街路形態を呈しているが、そのなかで久慈市では、南北西方向へ五方に延びる道路を半放射状にイメージした「フィンガーパターン」的な編集が見られた。その他の市町村では、外景、特に山景や水景と融合した方針が多いことより、山水景形式の骨格構造の編集といえる。一方、骨格構造の編集が見られない市町村では、比較的都市構造が明確である带状市街地の街路形態を持つ傾向が見られた。

言語化では、各市町村の景観形成基本目標（以下「基本目標」）に相当する、コンセプトの設定のみが見られた。紙面の制約上図示できないが、「基本目標」からキーワードを抽出し単純なデータ構造化を行なった結果³⁾、各市町村の基本目標は「アイデンティティの確立」「自然との共生」「アメニティの向上」「都市活動の活性化」の4つの柱に大分類されることが確認できている。

(3) III：場所の個性表現

都市景観のいわゆるゾーニングが行なわれ、その

場所ごとの計画方針が決定される。ここでは、特に特徴の見られたゾーニングについて言及する。

同種の景観要素の集合を区分とするか、地域のコンテクストを重視するかで、ゾーニングの方法は前者の景観の類型化、後者の景観の地域化とに分けられる。それぞれ14市町村（70.0%）、12市町村（60.0%）、うち両者を併用していたのは6市町村（30.0%）であった。併用する例は、特に市街地域の広い「市」を中心に見られ、7市中5市を占めている。

図-1は、景観の類型化を行っていた12市町村から抽出した景観類型を分類して示したものである。意味的に同じものは極力統合し、性質上似ていると思われる景観については横に一線で並記した。太字は5市町村以上で共通に抽出された類型である。また、景観の類型は、図-1の類型を大別することにより、都市景観を構成する4つの特性⁹⁾：「生物的環境」「インフラ機能空間」「文化現象としての景観」「心理現象としての景観」とに表わされることが確認できる。

各市町村から抽出された景観類型	都市景観特性
自然緑地景観-近郊自然景観 丘陵地景観-谷地景観 公園緑地景観-公園・広場景観 田園景観-牧場景観-高原景観-田園集落景観-山村景観 海浜景観 リアス式海岸景観 河川輪景観	生物的環境
都心（中心市街地）景観-市街地景観-町並み景観 工業業務地景観-商業業務地景観-商工業地景観 住宅地景観 港湾地景観-漁港景観-漁村集落景観 道路軸景観-街路景観-鉄道軸景観-沿道施設景観 公共施設景観	インフラ機能空間
歴史的景観-歴史文化景観 歴史街道景観 精神景観-聖域景観	文化現象としての景観
山岳景観 眺望景観-眺望型海岸景観-眺望型市街地景観 光の景観	心理現象としての景観

図-1 各市町村の景観類型分類

(4) IV：美しさと生活感の演出

(1)～(3)までの作業に基づく具体的な修景方針の決定が行われる。

修景方針は、明記されていたもので全市町村から137種・546方針を得た。表-4はその対象ごとに、図-1に示した都市景観を構成する4つの特性別に分類したものである。ただし、図には5市町村以上で抽出された施策のみを示した。

種類・数とも最も多く見られたのがインフラ機能空間を対象とした方針である（59種・256方針）。環境との調和や緑化の推進が方針の中心を占めており「周辺環境と調和した建築物形態・配置」「住宅の緑化」「沿道の緑化」がそれぞれ12市町村（60.0%）で一番に挙げられている。同様に、生物的環境を対象とした方針でも「河川公園等の親水空間の創出」（15市町村：75.0%）など、親自然性の方針が多く

表-4 各市町村から抽出された修景方針（都市景観特性別）

(a)「生物的環境」		(b)「インフラ機能空間」	
修景方針	種別	修景方針	種別
河川公園等の親水空間の創出	15	周辺環境と調和した建築物形態・配置	12
歩道・工法を用いた護岸の整備	11	住宅の緑化（生け垣・屋敷林等）	12
農業緑地・田園風景の保全	11	街道の緑化（新緑樹等）	12
山林・樹林の保全	10	公園・街路の整理・デザイン化	11
自然緑地の保全	9	電柱・電線・電線の架設	11
ポケットパークの整備	9	建築物の素材・色彩の配慮・指定	9
河川の水質の保全・改善	8	山肌や法面の緑化	9
公園緑地の整備	8	サインの整備	9
沿道・河川・公園周辺建築物の整備	8	街路灯の整備	9
川岸の遊歩道・歩道・自転車道の整備	7	建築物の緑化（高層・複層等）	8
緑のネットワークの形成	5	公園・街路の遊歩道・歩道	8
緑地の利用ゾーニングの場としての整備	5	住宅の素材・色彩の配慮	7
計38種・152方針		歩行者道の整備	7
(c)「文化現象としての景観」		工場等産業施設のデザイン化	7
眺望点の整備	13	工場等産業施設の緑化	7
カラ・パレット等による四季の演出	11	建築物の緑化	6
孤立峰等の山並み眺望の確保	6	眺望点のデザイン化	6
緑地の保全	6	眺望点のデザイン化	6
ランドマーク要素の保全・活用	6	眺望点のデザイン化	6
川岸緑地（緑・水）の保存・活用	5	眺望点のデザイン化	6
街路灯による照明演出	5	眺望点のデザイン化	6
イベントの開催	5	眺望点のデザイン化	6
計25種・97方針		眺望点のデザイン化	6
(d)「心理現象としての景観」		眺望点のデザイン化	6
眺望点の整備	13	眺望点のデザイン化	6
カラ・パレット等による四季の演出	11	眺望点のデザイン化	6
孤立峰等の山並み眺望の確保	6	眺望点のデザイン化	6
緑地の保全	6	眺望点のデザイン化	6
ランドマーク要素の保全・活用	6	眺望点のデザイン化	6
川岸緑地（緑・水）の保存・活用	5	眺望点のデザイン化	6
街路灯による照明演出	5	眺望点のデザイン化	6
イベントの開催	5	眺望点のデザイン化	6
計25種・97方針		眺望点のデザイン化	6
(e)「文化現象としての景観」		眺望点のデザイン化	6
眺望点の整備	13	眺望点のデザイン化	6
カラ・パレット等による四季の演出	11	眺望点のデザイン化	6
孤立峰等の山並み眺望の確保	6	眺望点のデザイン化	6
緑地の保全	6	眺望点のデザイン化	6
ランドマーク要素の保全・活用	6	眺望点のデザイン化	6
川岸緑地（緑・水）の保存・活用	5	眺望点のデザイン化	6
街路灯による照明演出	5	眺望点のデザイン化	6
イベントの開催	5	眺望点のデザイン化	6
計25種・97方針		眺望点のデザイン化	6
(f)「心理現象としての景観」		眺望点のデザイン化	6
眺望点の整備	13	眺望点のデザイン化	6
カラ・パレット等による四季の演出	11	眺望点のデザイン化	6
孤立峰等の山並み眺望の確保	6	眺望点のデザイン化	6
緑地の保全	6	眺望点のデザイン化	6
ランドマーク要素の保全・活用	6	眺望点のデザイン化	6
川岸緑地（緑・水）の保存・活用	5	眺望点のデザイン化	6
街路灯による照明演出	5	眺望点のデザイン化	6
イベントの開催	5	眺望点のデザイン化	6
計25種・97方針		眺望点のデザイン化	6

を占めた。一方、文化現象としての景観は種類・数とも最も少なく（15種・41方針）、その方針は「歴史的遺産の保全・活用」（9市町村：45.0%）等の歴史的資源の保全・活用が中心となっている。

また、(2)で確認された「基本目標」との兼ね合いを見ても、総じて「自然との共生」「アメニティの向上」は生物的環境とインフラ機能空間の相互の調和が、「都市活動の活性化」はインフラ機能空間のより視覚的な洗練が主題として挙げられ、「アイデンティティの確立」は既存の歴史的資源の質に委ねているといえよう。

なお、感覚統合理論より五感から捉えた都市景観施策が議論できるが、今回の調査で抽出された施策方針は視覚的課題を扱ったものが大半を占めた。

4. おわりに

本研究で得られた知見により、今後の都市景観形成基本方針策定における課題として、以下に要約して示すことができよう。

- ①「都市記憶素材の採集」が軽視されがちであり行政主導的な傾向が見られることより、住民意識と地域のコンテクストをより考慮した計画への取り組みが望まれる。
- ②コンテクストに基づいた骨格構造の編集やゾーニング、そして明快なテーマの設定等による、計画のより有機的な展開が望まれる。
- ③アイデンティティ創出のための積極的で多様な施策の展開、また五感に考慮した施策への新たな取り組みが望まれる。

【参考文献】

- 1) 安藤昭、赤谷隆一、五十嵐日出夫：感覚統合理論による都市景観設計の体系化について、土木学会東北支部技術研究発表会講演要集、1995
- 2) 土木学会編：新体系土木工学58 都市空間論、技芸堂出版、1993
- 3) 中岡良司、今尚之、佐藤慶一、五十嵐日出夫：アンケート調査における文章回答の統計処理に関する研究、土木計画学研究講演集、1995
- 4) 安藤昭：都市景観計画、土木工学ハンドブック1、土木学会編、1989